

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 31 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 19 日から 令和 8 年 8 月 27 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 31 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。



物 件 目 録

1 所 在 羽曳野市河原城

地 番 740 番 9

地 目 宅地

地 積 102.47 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 8 分の 1

共有者 C 持分 8 分の 1

共有者 D 持分 8 分の 1

共有者 E 持分 8 分の 1

2 所 在 羽曳野市河原城 740 番地 9

家屋 番号 740 番 9

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2 階建

床 面 積 1 階 55.08 平方メートル

2 階 42.93 平方メートル

(現況)

構 造 木造スレートぶき一部陸屋根 2 階建

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 8 分の 1

共有者 C 持分 8 分の 1

共有者 D 持分 8 分の 1

共有者 E 持分 8 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 4日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件建物のために、その敷地の一部(地番740番10, 所有者株式会社羽曳野住宅)につき使用借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 羽曳野市河原城
地 番 740番9
地 目 宅地
地 積 102.47平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の1
共有者 D 持分8分の1
共有者 E 持分8分の1

2 所 在 羽曳野市河原城740番地9

家屋 番号 740番9

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 55.08平方メートル
2階 42.93平方メートル

(現況)

構 造 木造スレートぶき一部陸屋根2階建

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の1
共有者 D 持分8分の1
共有者 E 持分8分の1



令和 8 年(ケ)第 17 号
令和 8 年 3 月 13 日受理
令和 年 月 日提出
8.4.24

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 谷 本 雅 則

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 羽曳野市河原城

地 番 7 4 0 番 9

地 目 宅地

地 積 1 0 2. 4 7 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 8 分の 1

共有者 C 持分 8 分の 1

共有者 D 持分 8 分の 1

共有者 E 持分 8 分の 1

2 所 在 羽曳野市河原城 7. 4 0 番地 9

家屋 番号 7 4 0 番 9

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2 階建

床 面 積 1 階 5 5. 0 8 平方メートル

2 階 4 2. 9 3 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 8 分の 1

共有者 C 持分 8 分の 1

共有者 D 持分 8 分の 1

共有者 E 持分 8 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府羽曳野市河原城740番地の9		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：木造スレートぶき一部陸屋根2階建 ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）地番740-10羽曳野住宅		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者Aの氏（ローマ字表記・掠れて判読しにくい）
- (2) 郵便受けの表示 なし（表札とほぼ一体）

2 目的土地（物件1）の現況について

- (1) 目的土地について、地積測量図等を参考に適宜概測したところ、その形状は別紙土地建物位置関係図（概略）のとおりであり、地積は公簿面積とほぼ一致すると思われる。
- (2) 目的土地は目的建物（物件2）の敷地となっており、その北側にて幅員4mを超える建築基準法上の道路に接している。
- (3) 目的土地は南側の隣接地より0.4m位低い。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は別紙間取略図のとおりであり、概ね公簿面積どおりである。
- (2) 室内の状況は別紙添付写真のとおりであり、一部照明器具やルームエアコンがあるものの、その他の家財道具や日常生活用品類は見当たらず、水回りが乾き切って電気も通じていないことから、現に住居としては使用されていない様子が窺われた。
- (3) 2階から屋上への階段付近や室内の壁のクロスに一部顕著な汚れが見られるほかは、概ね経年（築21年以上）相当の劣化・損耗状況にあると認められた。
- (4) 2階南東側に北東側の洋室から梯子を掛けて上がるロフト（屋根裏収納）があり、さらに2階から上への階段を通じて塔屋部分から出るルーフバルコニー（屋上）がある。

4 その他の状況について

別紙土地建物位置関係図のとおり、目的建物の外壁の一部及び雨樋が東側に隣接する目的外土地にはみ出しており、外観上、目的外土地は目的土地と共に一体として敷地利用されている。

以 上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ 所有者（申立人）ら 代理人弁護士	1 目的建物には現在だれも住んでいません。なお、所有者らは都合により立入調査には立ち会えませんので、執行官の方で解錠等必要な処分を行って調査してください。 2 目的外土地については、目的土地を分譲した不動産会社が所有しており、目的物件（土地建物）の前所有者（亡被相続人）が目的物件を購入した当初、同社から、目的外土地を畑にしてもいいし、適宜使ってよいと言われたので、目的物件所有者の方で敷地の一部として使ってきたそうです。それについては、特に契約書等を作成したこともないし、賃料等の支払いもないとのこと。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述，提示文書および立入調査の結果から，目的建物は，所有者らが住居（空き家）として使用，占有しているものと認める。

以 上

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年3月18日 13:40－13:45	執行官室	所有者ら代理人に電話して事情聴取 同代理人に照会書送付(回答あり)
R8年3月27日 13:55－14:00	羽曳野市役所	道路関係調査
R8年3月31日 13:25－13:45 14:45－15:05	大阪法務局富田林支局 物件所在地	公図等調査 物件及び占有調査(不在)
R8年4月3日 11:35－11:45	物件所在地	物件調査
R8年 4月10日 10:55－11:50	物件所在地	立入調査(評価人帯同, 解錠)
R8年 4月20日 15:55－16:00	執行官室	所有者ら代理人に電話して事情聴取 目的外土地所有者に照会書送付(回答なし)
R8年 4月22日 14:20－14:30	大阪法務局富田林支局	目的外土地につき図面調査
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

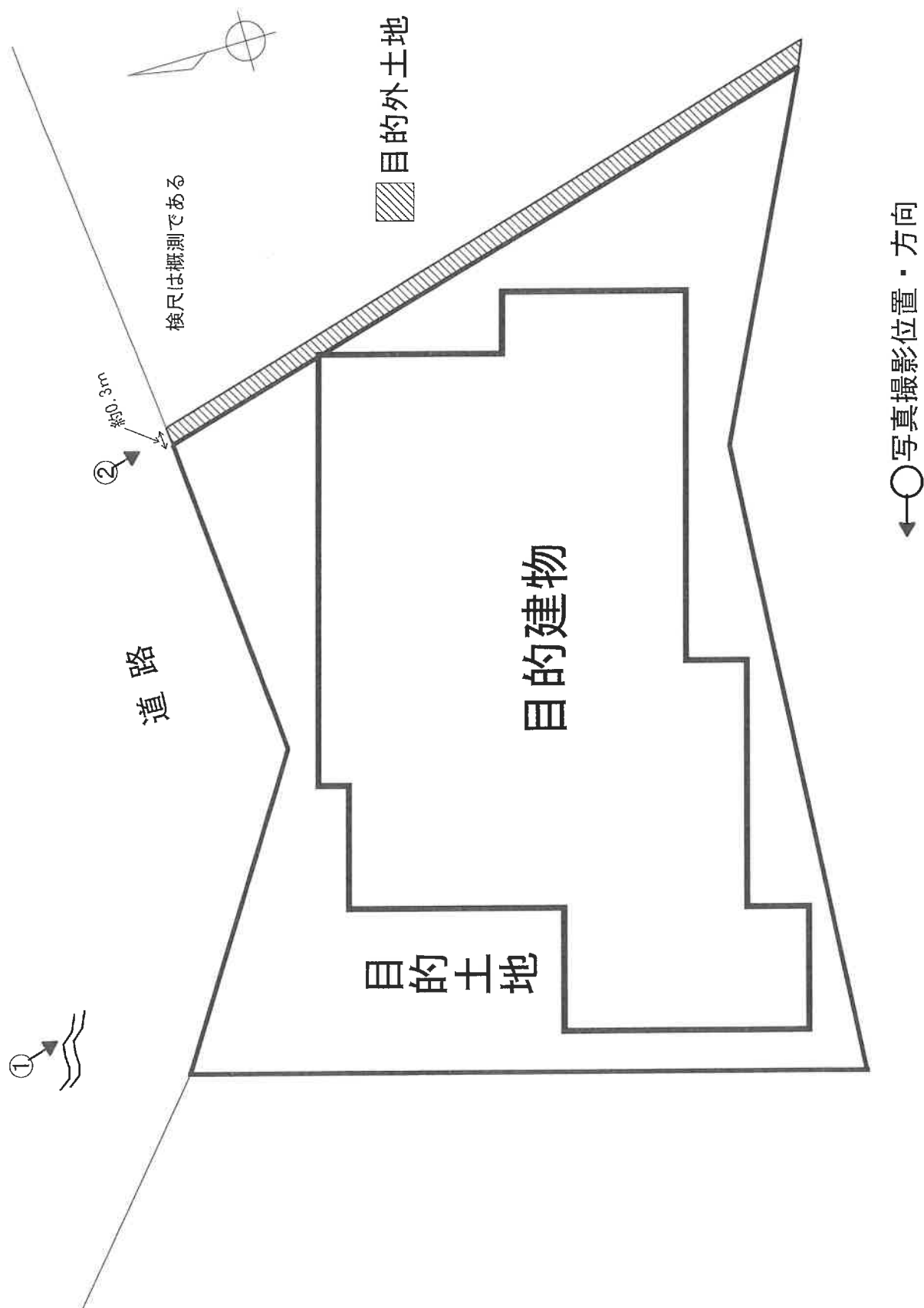
☒ 令和 8年 4月10日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

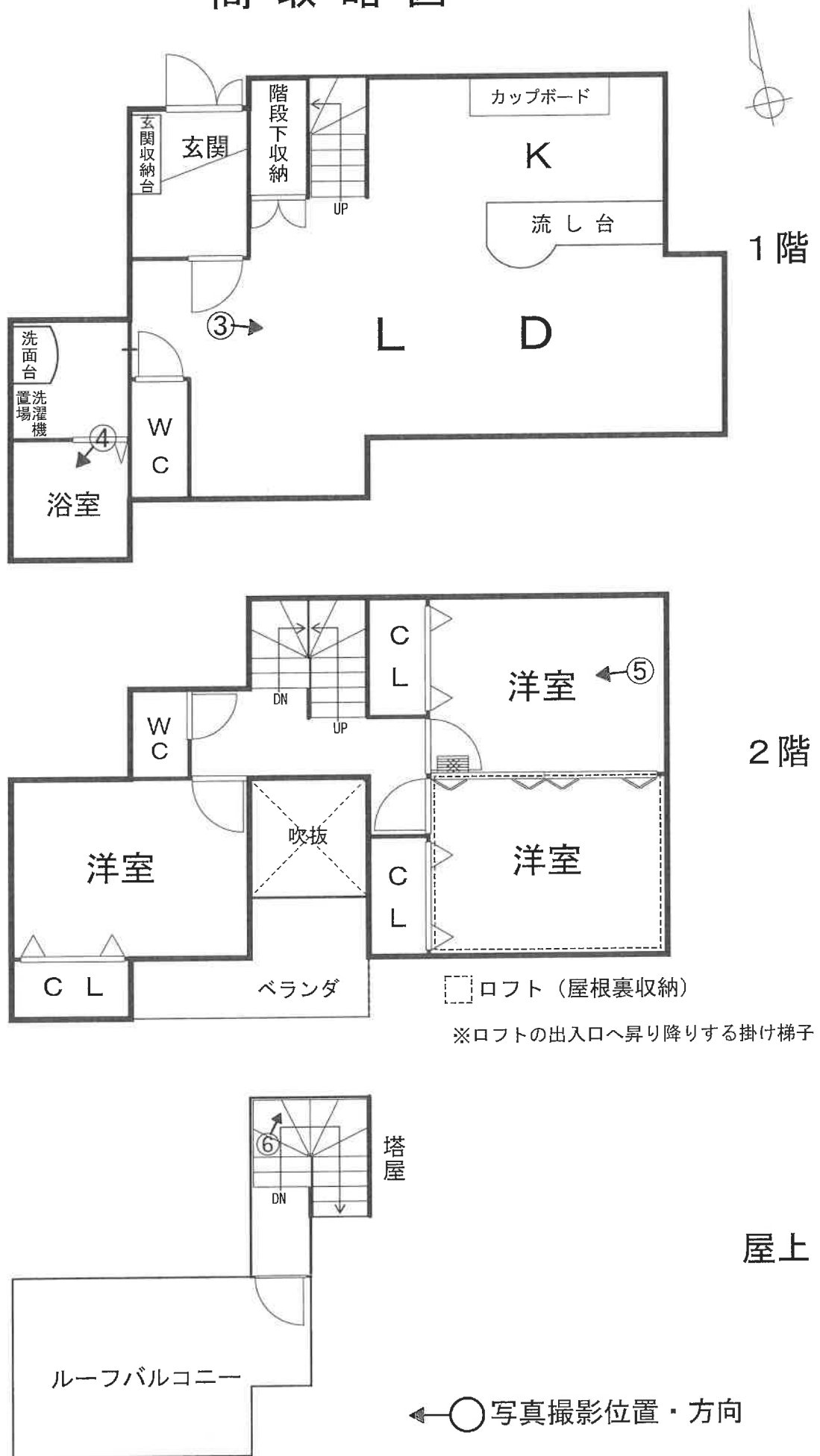
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



間取略図







③



④

(11 枚目)

ロフトの
出入口



⑤

壁の汚損



⑥

令和8年（ケ）第17号
令和8年4月10日 現地調査
令和8年5月1日 評価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書

（土地付建物）

評価人 不動産鑑定士

高 橋 智 美

第1 評価額

一 括 価 格			
金 7, 220, 000 円			
内 訳 価 格			
物件 1	金	1,650,000	円
物件 2	金	5,570,000	円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地及び目的外土地の利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	建物の構造:木造スレートぶ き一部陸屋根※である。 ※2階階段からさらに上へ上 がる階段を通じて、塔屋部分 から出るルーフバルコニーが ある。
番 号	特 記 事 項		
1,2	・物件1(以下「目的土地」)は物件2(以下「目的建物」)の敷地及び駐車スペースとして利用されている。 ・法務局に備え付けられている地積測量図を元に目的土地を概測した結果、形状は地積測量図と、面積は登記数量と概ね一致した。但し、境界が不明確な部分があるので、正確には専門家による測量が必要である。 ・目的建物の外壁の一部及び雨樋が東側に隣接する地番740番10の土地(以下「目的外土地」)にわずかに越境しており、外観上、目的外土地は目的土地と一体として敷地利用されている。目的外土地は間口約0.3m(北側)、奥行約10.8m(西側)、公簿面積3.48㎡の帯状の土地である。目的外土地の位置については土地建物位置関係図参照。目的建物の目的外土地に対する土地利用権は使用貸借であり、詳細は現況調査報告書を参照。 ・その他、現況調査報告書のとおり。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	近鉄南大阪線「恵我ノ荘」駅 南方 道路距離 約3600m (別添「位置図」参照) 最寄バス停「河原城苑前」停留所 南東方 道路距離 約100m	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅や工場、農地等が混在する地域。格別の変動要因はないので、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等 の個別的な規 制を考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第1種中高層住居専用地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	ない
	その他の規制	日影規制、宅地造成等工事規制区域、埋蔵文化財包蔵地(河原城遺跡)
画 地 条 件	規 模	102.47㎡
	形 状	やや不整形
	間 口 ・ 奥 行	間口約9.9m(北側)、奥行約9.9m(西側)
	高 低 差 等	平坦地。南側で隣接する農地内の通路より、目的土地は約0.4m低い。
接面道路の状況	北 側	幅員約4.7m舗装市道(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面。
	接 道 状 況	行き止まり
土地の利用状況等	現 況	居宅・駐車スペースの敷地
	北 側	道路
	東 側	住宅
	南 側	農地内の通路
	西 側	水路敷
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり
	下 水 道	なし(浄化槽)
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査によれば、特定施設ではない。また、目的土地の閉鎖登記簿によっても土壌汚染の端緒はない。しかし、昭和55年の住宅地図や現況によると、目的土地の南東方に工場が存している。当該工場は目的土地と隣接するものではなく、目的土地の土壌汚染の可能性は低いと考えられるが、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な(専門)調査を要する。	
特 記 事 項	・目的土地は埋蔵文化財包蔵地「河原城遺跡」に含まれる。掘削を伴う工事等を行う場合、届出及び試掘調査等が必要であり、詳細は担当課に確認されたい。 ・目的建物は浄化槽を利用している。 ・その他2頁の特記事項参照。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数等	建築年月日 （登記記載）平成17年1月21日 新築 経過年数 約21 年 経済的残存耐用年数 約14 年	
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレートぶき一部陸屋根 外 壁 化粧ボード等 内 壁 クロス等 天 井 クロス、合板等 床 合板等 設 備 電気、給排水設備、衛生等 そ の 他 －	
床面積（現況）	延 98.01㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居宅 間 取 り 3LDK	
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	所有者が空家の状態で占有していると考えられる。	
特 記 事 項	・目的建物は一部照明器具やルームエアコンがあるものの、その他の家財道具や生活用品等は見当たらず、空家と考えられる。 ・2階から塔屋に上がる階段付近や室内のクロスに一部顕著な汚れが見られた。また、玄関や2階のクロスに汚れ、黄ばみが見られた。 ・2階南東側洋室にはロフトが存する。 ・2階階段からさらに上へ上がる階段を通じて、塔屋部分から出るルーフバルコニーがある。 ・目的建物は築後約21年経過しているが、保守管理の状態は普通で経年相応の減価である。 ・建築計画概要書あり、完了検査なし。 ・目的建物の建築時期・構造・用途等により、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土 地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	55,000	0.98	102.47	0.90	4,971,000
目的外 土地	55,000	0.5 ※	3.48	0.90	86,000

※目的外土地の個別格差イは、規模、形状(間口狭小、奥行長大)から0.5と査定した。

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 羽曳野(府)ー9

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $59,500 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/103 \times 100/105 \approx 55,000 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:

接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
1.03 方位	1.00	1.00	1.00	1.03

◇地域格差:

街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
1.03 系統連続性	1.00	1.02 下水道の有無	1.00	1.05

イ 個別格差:

接面・方位	環境	形状	その他	総合(相乗積)
1.00	1.00	0.98 やや不整形	1.00	0.98

ウ 地 積: 登記数量による。

エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態等を考慮し、－10%が適切と判断した。

② 物件2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	200,000	98.01	0.30	5,881,000

ウ 現価率

経過年数 約21年

経済的残存耐用年数 約14年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率5% + (1-0.05) × 経済的残存耐用年数14年 / (経過年数21年 + 経済的残存耐用年数14年) } × (1-0.3) = 0.3

※観察減価は建物の現状及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	4,971,000	0.50	法定地上権	2,486,000
目的外 土地	86,000	0.1	場所的利益	※ 10,000
合 計				2,496,000

※10,000円未満の場合は切り上げて最低価額の10,000円とした。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オーカ]
1	4,971,000	-2,486,000		0.95	0.70		1,650,000
2	5,881,000	+2,496,000	1.00	0.95	0.70	0	5,570,000
一括価格 (合計)							7,220,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的建物の外壁の一部及び雨樋が東側に隣接する目的外土地にわずかに越境していること、当該目的外土地の利用について将来争いが生じうることから、本件においては市場性修正として上記の減価を行うことが妥当と判断した。また、市場性修正には反映しないが、3頁の「土壤汚染等」の欄に記載のとおり、目的土地の南東方に工場が存していることに留意されたい。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価(敷金等)

本件の場合不要。

6 参考価格資料

1 地価調査 羽曳野(府)－9

所 在 : 羽曳野市河原城519番24
価 格 : 59,500円／㎡
位 置 : 近鉄南大阪線「恵我ノ荘」駅 南方 約3700m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 87㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南東4.7m市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 小規模戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	3,487,976 円
物件2	2,196,757 円

7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 羽曳野市河原城

地 番 740番9

地 目 宅地

地 積 102.47平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分8分の1

共有者 C 持分8分の1

共有者 D 持分8分の1

共有者 E 持分8分の1

2 所 在 羽曳野市河原城740番地9

家屋 番号 740番9

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 55.08平方メートル

2階 42.93平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分8分の1

共有者 C 持分8分の1

共有者 D 持分8分の1

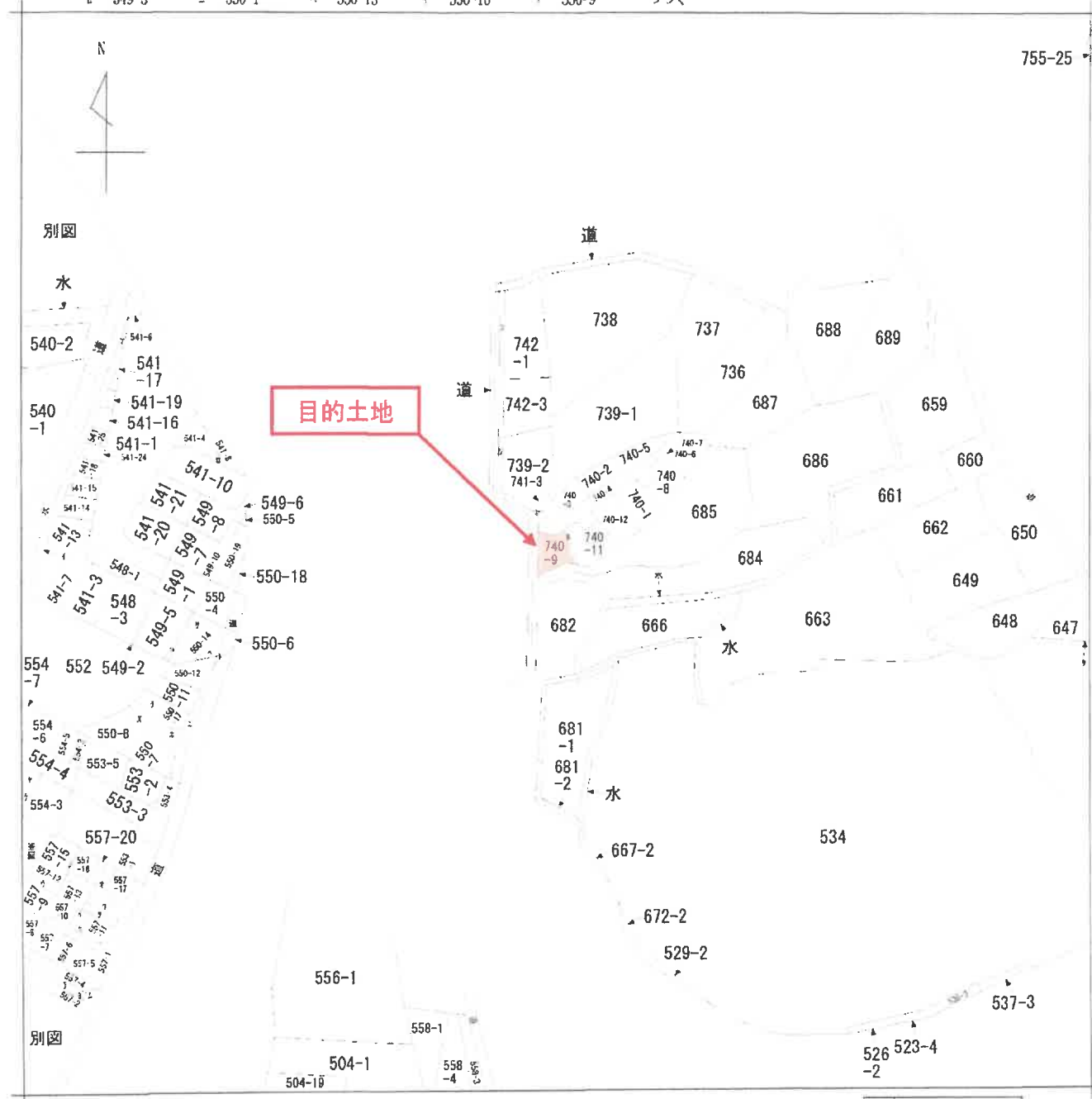
共有者 E 持分8分の1



位置図



541-2 549-4 550-10 550-15 550-3 557-18
549-3 550-1 550-13 550-16 550-9



請求部	所在	羽曳野市河原城				地番	740番9			
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

公 図 (写)

コ 557-23
ク 557-14
カ 557-19
キ 557-25
ク 616-1
シ 741-4
ソ 741-2
ツ 742-2
セ 740-10
ナ 541-5
ニ 557-3
ホ 557-26
ヘ 557-24
フ 557-22
マ 557-21
ヨ 554-12
ヤ 554-13

登記年月日: 平成16年6月10日

0008740

前740-1後新

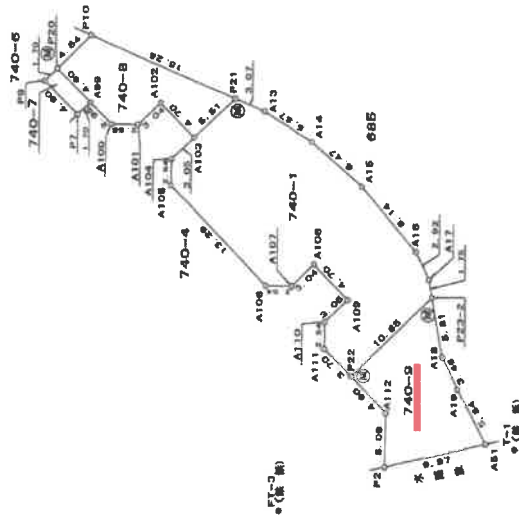
地番 740-1, 740-7~9.

地積測量図 1/2

土地の所在 羽曳野市河原城

引 開 点 表

P 1	FT-3	X 座標	115.032
		Y 座標	118.049
P 2	T-1	X 座標	100.000
		Y 座標	100.000
境界点			
	P 1	P 2	
P20	47.584	57.484	
P21	39.696	43.195	
P22	14.548	17.217	
P23-1	24.278	16.300	



境界線の種類
① コングリート板
② 鉄 釘
③ プラスチック板
④ ベンキ・糊印

申請人

(平成16年 6月 6日作製)

土地家屋調査士

A4判に縮小

平成16年6月10日登記

(縮小:メートル)

縮尺 1/500

登記年月日：平成16年6月10日

0008741

地番 740-1, 740-7~9.

地積測量図

2/2

土地の所在 羽曳野市河原城

座標求積表

地番 ⑦ 740-7				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P7	89.226	152.043	3.038330	1.70
A99	87.628	151.442	-487.974820	4.60
P20	86.005	156.753	-3.112686	1.70
P8	87.608	156.348	603.682211	4.60
倍面積				15.733535
面積				7.867675
地積				7.86 m ²

地番 ⑧ 740-8				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P20	86.005	155.753	918.142760	4.60
A99	87.628	151.442	403.077697	2.95
A100	88.667	146.661	-1.486810	2.58
A101	87.618	146.356	-570.642044	3.04
A102	84.768	145.273	-173.801235	4.70
A103	86.423	140.873	-403.242380	5.51
P21	81.266	138.921	-649.735954	15.25
P10	81.746	154.172	730.580715	4.54
倍面積				161.092649
面積				80.5463245
地積				80.54 m ²

地番 ⑨ 740-9				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P22	100.508	117.210	1393.586487	4.90
A112	102.234	112.624	716.538057	5.08
P2	106.870	110.531	-164.802961	9.97
A51	100.743	102.964	-985.099439	5.84
A19	97.275	107.368	-806.629200	3.46
A18	95.093	110.054	-762.745042	5.81
P23-2	90.344	113.402	614.092089	10.85
倍面積				204.940001
面積				102.4700005
地積				102.47 m ²

地番 ⑩ 740-1				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P22	100.508	117.210	-1038.205418	10.85
P23-2	90.344	113.402	-1314.805594	1.75
A17	88.914	114.411	-373.478289	2.92
A16	87.080	116.693	-608.203916	8.14
A15	83.702	124.109	-650.082942	6.47
A14	81.842	130.307	-329.937324	5.57
A13	81.170	135.846	-78.165815	3.07
P21	81.266	138.921	729.758017	5.51
A103	86.423	140.873	1128.438737	3.05
A104	89.277	141.953	734.038953	2.54
A105	91.594	140.905	986.194095	13.29
A106	96.276	128.457	466.854281	2.54
A107	95.227	126.135	-492.178770	3.04
A108	92.374	125.057	-149.943343	4.70
A109	94.028	120.657	544.283727	3.05
A110	96.885	121.732	629.841368	2.54
A111	99.202	120.681	437.246440	3.70
倍面積				621.492223
面積				310.7461115
地積				310.74 m ²

A4判に縮小

平成16年6月10日登記

土地家屋調査士

(平成16年6月6日作製)

申請人

縮尺

1/

登記年月日：平成17年6月20日

各階平面図

0508013

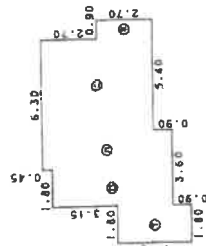
建物図面

H.17.6.20

家屋番号 740-9

建物の所在 羽民野市河原城740番地9

1 階

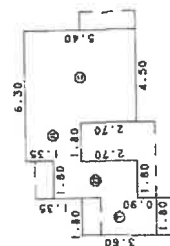


収 納 表

①	3.60 x 1.80	=	6.4800
②	5.85 x 1.80	=	10.5300
③	5.30 x 1.80	=	9.5400
④	5.40 x 4.50	=	24.3000
⑤	2.70 x 0.90	=	2.4300

合計 55.0800
所置換 55.08 m²

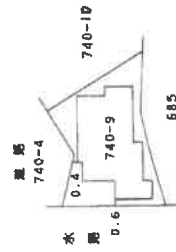
2 階



収 納 表

①	3.60 x 1.80	=	6.4800
②	4.05 x 1.80	=	7.2900
③	2.70 x 1.80	=	4.8600
④	5.40 x 4.50	=	24.3000

合計 42.9300
所置換 42.93 m²



平成17年6月20日登記

縮尺 1/500

申請人

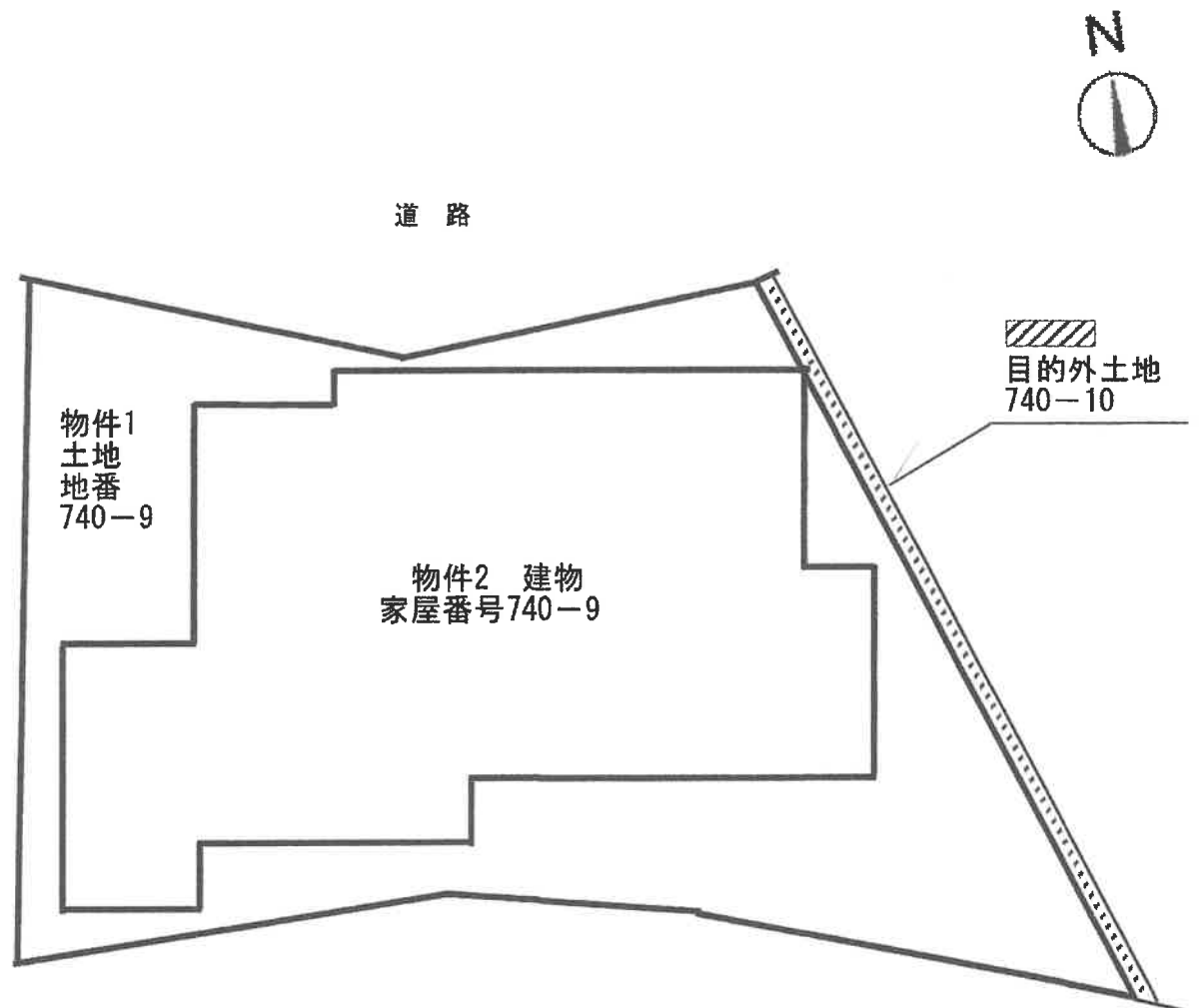
縮尺 1/250

7年6月15日作製

土地調査士
渡部 隆

A4判に縮小

土地建物位置関係図(概略)



間取略図

